

## 国内人文・社会科学系学協会機関誌における人を対象とする 研究倫理への対応の実態

—学協会機関誌のウェブサイト上の情報提供内容より—

戸ヶ里泰典<sup>1)</sup>、橋爪洋美<sup>2)</sup>、関根紀子<sup>3)</sup>、波田野茂幸<sup>4)</sup>、安藤優樹<sup>5)</sup>

The provisions to the ethics for research involving human subjects in academic journals of the domestic humanities and social sciences associations : from the information provided on the website of the journals of the academic associations.

Taisuke TOGARI, Hiromi HASHIZUME, Noriko ICHINOSEKI-SEKINE, Shigeyuki HATANO, Yuki ANDO

### 要 旨

**目的**：近年では医学系学会の学術誌においては、論文投稿にあたり研究倫理委員会の承認を条件としているケースが多い。本研究は、日本国内の学協会のうち人文・社会科学系分野に登録されている団体の機関誌における研究倫理に関する配慮規定、および、研究倫理審査の承認を投稿条件としているのかを明らかにすることを目的とする。

**方法**：2021年度前半期（4月から9月）に日本学術会議等が作成する学会名鑑に登録学会のうち、哲学・史学を除く人文・社会科学分野、および境界領域でもある環境学・情報学・総合工学の各領域を関連分野として登録している1117団体を抽出した。このうち機関誌に関する情報公開をしている1076団体を分析対象とした。

**結果**：研究対象者の権利保護に関する倫理について言及していた学会は153団体（14.2%）であった。分野別に検討した場合心理・教育系は96団体で、分野全体の36.1%の団体が記載していたが、他の領域では分野全体の10%に満たなかった。研究倫理指針や綱領のうち、人を対象とする（生命科学・）医学系研究に関する倫理指針を挙げている学会は39団体（3.6%）で、学会独自の倫理指針・綱領を挙げている学会は111団体（10.3%）であった。学会独自の倫理指針は心理・教育系で多く、系全体の25.9%である69団体が該当した。投稿にあたり研究倫理委員会の承認を必須としている学会は42団体（3.9%）であった。これも心理・教育系で多く、分野全体の7.5%になる20団体であった。他分野ではそれぞれの分野全体の2.0～4.3%にとどまった。

**結論**：学際領域の学会では医学系研究倫理指針に基づいた対応が行われている傾向があるが、医学系以外の行動科学系の学会でも国際的な動きと連動して人を対象とする研究倫理対応を強化している可能性がある。研究倫理委員会のニーズが高まっているとともに、審査が研究の枷とならず礎となるようなシステムを模索することも必要だろう。

### ABSTRACT

**Objective** : In recent years, many academic journals of medical societies require approval from the institutional review board when submitting a research paper. This study clarified whether the journals of academic societies in Japan that are registered in the fields of humanities and social sciences require the consideration of research ethics and approval by the institutional review board as submission conditions.

**Methods** : We extracted academic societies in the following fields from the registered academic societies in the "Academic Society Directory" prepared by the Science Council of Japan between April and September 2021. It is an

<sup>1)</sup> 放送大学教授（「生活と福祉」コース）

<sup>2)</sup> 放送大学研究補助員（「生活と福祉」コース）

<sup>3)</sup> 放送大学教授（「生活と福祉」コース）

<sup>4)</sup> 放送大学准教授（「心理と教育」コース）

<sup>5)</sup> 放送大学総務部総務課課長補佐

academic society that registers the fields of humanities and social sciences excluding philosophy and history, and the fields of environmental studies, informatics, and comprehensive engineering, which are also boundary areas. In total, 1117 academic societies were extracted and 1076 academic societies that disclose information on journals were analyzed.

**Results :** As a result, 153 academic societies (14.2%) mentioned ethics regarding the protection of the rights of study subjects. When examined by field, 96 groups were in psycho-education and 36.1% of the groups listed it, but in other fields, it was listed by less than 10% of the entire field. Thirty-nine academic societies (3.6%) cited “ethical guidelines for medical and health research involving human subjects” as research ethical guidelines and 111 academic societies (10.3%) cited their own ethical guidelines. The ethical guidelines set by the academic societies were mostly in the psychological and educational fields, and 69 academic societies accounted for 25.9% of the total fields. Forty-two academic societies (3.9%) required approval by the research ethics committee for submission. This was common in psychology and education. There were 20 organizations, which accounted for 7.5% of the total fields. In other fields, those requiring approval accounted for only 2.0 to 4.3% of the total in each field.

**Conclusions :** Interdisciplinary academic societies often respond based on medical research ethics guidelines. However, there is a possibility that behavioral science societies other than medical sciences are strengthening research ethics in conjunction with international movements. The necessity of an institutional review board is increasing. It will also be necessary to develop a system in which examination is beneficial to research rather than a hindrance.

## I. 緒言

近年では、国内における研究倫理審査は主に「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に基づいて行われることが多くなっている。その前身でもある「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」では、一人の研究者ではなく、研究実施機関とそこに所属する研究者に関する指針である性格が前面に出され、研究実施機関の責務が、研究者の責務とともに明確に示されている点が特筆されるだろう。これは、人を対象とする医学系研究として医療機関における臨床介入研究や疫学研究を念頭に置いていることがうかがわれる。その一方で、「医学系研究」の範疇として、疾病の成因や病態の理解、予防方法や診断・治療方法の改善・有効性の検証、を通じて「国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ること。」とあるため、例えば、心理社会的な健康決定要因である社会格差やストレス、失業、労働、社会的支援、食、交通等<sup>2</sup>とQuality of Lifeに関する研究を実施する場合は医学系研究の範疇に入る。したがって、臨床心理系、保健・看護系研究はもとより、社会福祉系や、一部の心理学系、社会学系の研究領域でもこの指針を遵守することが必要となる。

「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」では、研究の人を対象とする研究倫理を保証する方法の一つとして研究実施機関に研究倫理委員会を設け、研究倫理について審査を行うことを掲げている。人文・社会科学系の研究科であっても研究者でもある教員以外にも、学位論文にかかる研究を進める学生が所属し、「医学系研究」を実施していることになる。そのため筆者らの調査でも、多くの医歯薬看護医療系以外の、人文・社会科学系の学部・研究科において研究倫理委員会を設置する必要に迫られている現状があることがわかってきた<sup>3</sup>。

他方、研究倫理審査の通過は研究倫理指針に基づい

た研究実施機関が研究者に求めるものであるが、研究成果を公表する学会等の学術雑誌側が研究倫理審査の通過を投稿における条件とすることが、医学系雑誌においてはスタンダードとなってきた。これは、医学雑誌編集者国際委員会 (International Committee of Medical Journal Editors) の統一投稿規程の中で研究倫理委員会の承認を必要とすることを明示していること<sup>4</sup>にも関係しているといえる。しかしながら各国では人を対象とする研究倫理に関するルール作りが進んでいる。また、もっとも厳格な米国では国家研究法に基づいて医学系だけでなく、人を対象とする行動科学系研究全般において研究倫理審査が義務化されていることから、日本においても同様の傾向になっていくことが推察される。つまり、医学系研究の枠を超えて、投稿された人を対象とする研究全般において研究倫理審査の通過を原則とする学会誌が増えていく可能性がある。少なくとも現時点では人文・社会科学系ではどの程度の学協会の機関誌が人を対象とする研究倫理について言及し、またどの程度の機関誌において投稿時に人を対象とする研究倫理への配慮を求めているのか。ひいては、どの程度の機関誌では、研究倫理審査の通過を求めているのか。こうした実態については明らかになっていない現状にある。

以上を踏まえ、本研究では、日本国内の学協会のうち人文・社会科学系分野に登録されている団体の機関誌においては、どの程度人を対象とする研究倫理に関する配慮規定を設けているのか、およびどの程度、研究倫理審査の通過を投稿時に求めているのかについて、明らかにすることを目的とする。

## II. 方法

### 1) 対象と方法

2021年度前半期 (4月から9月) に日本学術会議・日本学術協力財団・科学技術振興機構が作成する学会名鑑 (<https://gakkai.jst.go.jp/gakkai/>) に登録されている学会のうち、哲学・史学を除く人文・社会科学

分野、および境界領域でもある環境学・情報学・総合工学の各領域を関連分野として登録している、のべ2217団体、重複して関連分野を登録している学会が多く、実際数として1117団体とした。このうち機関誌に関する情報（投稿規程等）をホームページ上に公開している1076団体を分析対象とした。

## 2) 調査項目

### (1) 関連分野と分類

学会名鑑上にある関連分野を用いた。心理学・教育学、社会学、地域研究、経済学、経営学、法学、政治学、言語・文学、環境学、情報学、総合工学の12分野である。重複して登録しているケースでは、学協会の目的や使命等の内容を確認し共同研究者の判断のもとでいずれか一つに振り分けた。

そのうえで便宜的に、心理・教育系、社会・経済系、言語・文学系、環境・情報系の4系に分類した。

### (2) 倫理的配慮に関する情報の提示

学協会ウェブサイトの機関誌・学会誌に関するページにおける投稿にあたっての倫理的配慮の内容記載の有無について確認した。倫理的配慮に関する情報がある場合は、①研究対象者の権利保護に関する倫理（人を対象とする研究の倫理など）、②研究者としての行動規範・倫理（研究不正など）、③出版倫理（二重投稿をしない、ギフトオーサーの禁止などのオーサーシップなど）のそれぞれの内容の有無を抽出した。

### (3) 研究倫理指針に関する情報の提示

学協会ウェブサイトの機関誌・学会誌に関するページにおける、投稿にあたって参照すべき倫理指針・倫理綱領等の記載の有無について確認した。倫理指針として、①ヘルシンキ宣言and/or人を対象とする医学系研究に関する倫理指針、②学会独自で作成した倫理指針、③その他の倫理指針、のそれぞれについて有無を抽出した。

### (4) 研究倫理委員会の承認について

当該雑誌に投稿する際に研究倫理委員会の承認を必要とするか否かについて確認した。研究倫理委員会の承認は必須である、研究倫理委員会の承認は必須ではない、記載なし、の3カテゴリとして抽出した。

## 3) 分析方法

学会関連分野の4系列（心理・教育、社会・経済、言語・文学、環境・情報）を軸として、倫理的配慮に関する情報の提示状況、研究倫理指針に関する情報の提示状況、投稿時の研究倫理委員会の承認について、のそれぞれの変数とのクロス集計を行った。各系列と各々の変数との連関についてはカイ二乗検定を実施した。

なお、倫理的配慮に関する情報の提示状況に関する3変数、研究倫理指針に関する情報の提示状況に関する3変数、のそれぞれについては、一切情報提示をしていない団体と、他の情報は提示しているものの当該情報は提示していない団体は区別して検討した。例え

ば、「ヘルシンキ宣言および人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に関する言及についての変数は、一切倫理指針に関する言及がない、「ヘルシンキ宣言および人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に関する言及がない（他の倫理指針についての言及はある）、「ヘルシンキ宣言および人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」に関する言及がある、の3カテゴリとして扱った。

## Ⅲ. 結果

### 1) 本研究対象学協会と分野別内訳

1076団体を単一分野別に整理した結果を表1に示した。社会・経済系が410団体（38.9%）で最も多く、心理・教育系266団体（24.7%）、環境・情報系255団体（23.7%）、言語・文学系145団体（13.5%）であった。

表1 本研究対象団体の分野別内訳 (N=1076)

	n	(%)
心理・教育系		
計	266	(24.7)
社会・経済系		
社会学	99	(9.2)
地域研究	91	(8.5)
経済学	55	(5.1)
経営学	93	(8.6)
法学	47	(4.4)
政治学	25	(2.3)
計	410	(38.9)
言語・文学系		
計	145	(13.5)
環境・情報系		
環境学	98	(9.1)
情報学	51	(4.7)
総合工学	106	(9.9)
計	255	(23.7)

### 2) 倫理的配慮に関する情報の提示状況と分野との関係

各団体の機関誌ウェブサイトにおける倫理的配慮に関する情報の提示状況について、分野別にクロス集計を行った（表2）。

研究対象者の権利保護に関する倫理（人を対象とする研究の倫理など）についての言及があった団体は153団体（14.2%）であった。また、分野別の検討では、心理・教育では心理・教育全体の36.1%であったのに対して、環境・情報は8.6%、社会・経済は8.0%、言語・文学は1.4%であった。カイ二乗検定の結果有意な割合差を認めた（ $p<.001$ ）。

研究者としての行動規範・倫理（研究不正など）の記載があった団体は102団体（9.5%）であった。また、分野別の検討では、心理・教育では心理・教育全体の

表2 分野別各団体機関誌ウェブサイトにおける倫理的配慮に関する情報の提示状況

	全体		分野別検討								p*
			心理・教育		社会・経済		言語・文学		環境・情報		
	n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)	
倫理的配慮に関する情報											
一切なし	804	(74.7)	124	(46.6)	355	(86.6)	133	(91.7)	192	(75.3)	
倫理的配慮の内容											
1) 研究対象者の権利保護に関する倫理 (人を対象とする研究の倫理など)											
なし	119	(11.1)	46	(17.3)	22	(5.4)	10	(6.9)	41	(16.1)	<.001
あり	153	(14.2)	96	(36.1)	33	(8.0)	2	(1.4)	22	(8.6)	
2) 研究者としての行動規範・倫理 (研究不正など)											
なし	170	(15.8)	88	(33.1)	39	(9.5)	6	(4.1)	37	(14.5)	<.001
あり	102	(9.5)	54	(20.3)	16	(3.9)	6	(4.1)	26	(10.2)	
3) 出版倫理(二重投稿をしない、ギフト オーサーの禁止などのオーサーシップ など)											
なし	166	(15.4)	88	(33.1)	42	(10.2)	7	(4.8)	29	(11.4)	<.001
あり	106	(9.9)	54	(20.3)	13	(3.2)	5	(3.4)	34	(13.3)	
合計団体数	1076	(100.0)	266	(100.0)	410	(100.0)	145	(100.0)	255	(100.0)	

\*合計団体数に基づくカイ二乗検定

20.3%であったのに対して、環境・情報は10.2%、社会・経済は3.9%、言語・文学は4.1%であった。カイ二乗検定の結果有意な割合差を認めた ( $p < .001$ )。

出版倫理(二重投稿をしない、ギフトオーサーの禁止などのオーサーシップなど)の記載があった団体は106団体(9.9%)であった。分野別の検討では、心理・教育では心理・教育全体の20.3%であったのに対して、環境・情報は13.3%、社会・経済は3.2%、言語・文学は3.4%であった。カイ二乗検定の結果有意な割合差を認めた ( $p < .001$ )。

### 3) 研究倫理指針に関する情報の提示状況と分野との関係

各団体の機関誌ウェブサイトにおける研究倫理指針・綱領などの倫理的配慮方針に関する情報の提示状況について、分野別にクロス集計を行った(表3)。

ヘルシンキ宣言および人を対象とする(生命科学・)医学系研究に関する倫理指針についての言及があった団体は39団体(3.6%)であった。また、分野別の検討では、心理・教育では心理・教育全体の6.4%であったのに対して、環境・情報は5.9%、社会・経済は1.5%、言語・文学は0.7%であった。カイ二乗検定の結果有意な割合差を認めた ( $p < .001$ )。

表3 分野別各団体機関誌ウェブサイトにおける研究倫理指針・綱領などの倫理的配慮方針に関する情報の提示状況

	全体		分野別検討								p*
			心理・教育		社会・経済		言語・文学		環境・情報		
	n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)	n	(%)	
研究倫理指針・綱領などの倫理的配慮方針 に関する情報											
一切なし	910	(84.6)	173	(65.0)	373	(91.0)	139	(95.9)	225	(88.2)	
1) ヘルシンキ宣言および人を対象とする 医学系研究に関する倫理指針											
なし	127	(11.8)	76	(28.6)	31	(7.6)	5	(3.4)	15	(5.9)	<.001
あり	39	(3.6)	17	(6.4)	6	(1.5)	1	(0.7)	15	(5.9)	
2) 学会独自で作成した倫理指針											
なし	55	(5.1)	24	(9.0)	11	(2.7)	3	(2.1)	17	(6.7)	<.001
あり	111	(10.3)	69	(25.9)	26	(6.3)	3	(2.1)	13	(5.1)	
3) その他の倫理指針											
なし	145	(13.5)	85	(32.0)	33	(8.0)	4	(2.8)	23	(9.0)	<.001
あり	21	(2.0)	8	(3.0)	4	(1.0)	2	(1.4)	7	(2.7)	
合計団体数	1076	(100.0)	266	(100.0)	410	(100.0)	145	(100.0)	255	(100.0)	

\*合計団体数に基づくカイ二乗検定



学会独自で作成した倫理指針・倫理綱領等の記載があった団体は111団体（10.3%）であった。また、分野別の検討では、心理・教育では心理・教育全体の25.9%であったのに対して、環境・情報は5.1%、社会・経済は6.3%、言語・文学は2.1%であった。カイ二乗検定の結果有意な割合差を認めた（ $p < .001$ ）。

その他の倫理指針の記載があった団体は21団体（2.0）であった。分野別の検討では、心理・教育では心理・教育全体の3.0%であったのに対して、環境・情報は2.7%、社会・経済は1.0%、言語・文学は1.4%であった。カイ二乗検定の結果有意な割合差を認めた（ $p < .001$ ）。

その他の内容は、主に他学会の倫理綱領（日本心理学会や日本社会学会など）を指定しているものがほとんどであった。

#### 4) 投稿時の研究倫理委員会の承認と分野との関係

各団体の機関誌ウェブサイトにおける投稿時の研究倫理委員会の承認に関する情報の提示状況について、分野別にクロス集計を行った（表4）。

特に記載がない団体は1009団体（93.8%）であった。必須ではないと明記している団体は25団体（2.3%）、必須としている団体は42団体（3.9%）であった。また、分野別の検討では、必須としている団体は、心理・教育では心理・教育全体の7.5%であったのに対して、環境・情報は4.3%、社会・経済は2.0%、言語・文学は2.1%であった。カイ二乗検定の結果有意な割合差を認めた（ $p < .001$ ）。

倫理審査を必須としている42団体の機関誌ウェブサイト上で掲げている倫理指針・倫理綱領の種類について検討したところ、人を対象とする（生命科学・）医学系研究に関する倫理指針を挙げていた団体は20団体、その他の倫理指針は12団体、記載がなかったのは10団体であった。

## IV. 考察

本研究は人を対象とする研究を行う、医歯薬看護医療系以外の学術分野の学協会、主として人文・社会科学系の学協会を対象として学会誌の投稿にかかわる研

究倫理に関するルールの実態を明らかにした研究である。

まず、倫理的配慮に関して、研究対象者の権利保護に関する倫理といった、人を対象とする研究の倫理については、心理・教育分野では36.1%と、他の分野が10%未満であることに突出して多い傾向にあった。これは臨床心理学系など実際に人を対象とした医学系研究が多く実施されている学会が多いということのほか、行動科学的研究に関する人を対象とする研究倫理に関するルールの標準化が日本国内においても進んでいる現状を表している可能性もある。

倫理的配慮のうち、研究不正や出版倫理に関しては、日本学術会議や日本学術振興会など行政系組織が強く呼びかけているものの、全体の10%の学会機関誌において呼びかけられているにとどまっていた。ただし剽窃や二重投稿といった問題については重要と考えられるものの、オーサーシップについては、人文・社会科学系の研究では単独著者による論文がほとんどであり問題に上がってこない可能性もある。

研究倫理指針・綱領について、人を対象とする（生命科学・）医学系研究に関する倫理指針を掲げていた学会は全体の3.6%ときわめて少なかった。これは主として、医学系・公衆衛生系学会でありつつも学際性の強い学会（日本健康教育学会、日本食育学会、日本産業衛生学会など）も本研究対象団体には含まれており、そうした学会における情報であったともみられる。

心理・教育系学会では、学会独自で倫理指針を作成しその遵守を呼び掛けている学会が25.9%に上っていた。人を対象とする（生命科学・）医学系研究に関する倫理指針の範囲外の、人を対象とする研究が実施されているものの、国際コンソーシアムに加盟するなどにより、多くの学会で国際的な人を対象とする研究倫理に関するルール作りに関する動きと連動して構築しているものと推察される。

研究倫理委員会の承認を必須としている学会は全体では3.9%にとどまった。ただし心理・教育系では7.5%、必須でないものを含めると13%となり、学会投稿にあたっての研究倫理審査の需要が一定程度存在していることが明らかになったといえる。承認を必須とす

表4 分野別各団体機関誌ウェブサイトにおける研究倫理審査の承認に関する投稿条件の提示状況

	全体		分野別検討				p*				
	n	(%)	心理・教育		社会・経済			言語・文学		環境・情報	
			n	(%)	n	(%)		n	(%)	n	(%)
人を対象としている研究の投稿には研究倫理委員会の承認を必須としているか											
記載なし	1009	(93.8)	231	(86.8)	396	(96.6)	142	(97.9)	240	(94.1)	<.001
必須でない	25	(2.3)	15	(5.6)	6	(1.5)	0	(0.0)	4	(1.6)	
必須	42	(3.9)	20	(7.5)	8	(2.0)	3	(2.1)	11	(4.3)	<.001
合計学協会数	1076	(100.0)	266	(100.0)	410	(100.0)	145	(100.0)	255	(100.0)	
合計団体数	1076	(100.0)	266	(100.0)	410	(100.0)	145	(100.0)	255	(100.0)	

\*カイ二乗検定

る学会のうち、人を対象とする（生命科学・）医学系研究に関する倫理指針は掲げていなかったり、そもそも指針や綱領は示さずに倫理委員会の承認のみを示していた学会も見られた。これは学会独自の指針に沿った倫理審査の必要を求めている、後者の場合は学会における研究実施上の倫理、特に人を対象とする研究倫理は、研究実施機関側にその保証をゆだねている学会が一定程度存在していると解釈できる。すなわち、研究実施機関側は、医学系によらず、人を対象とする研究活動を実施する上で研究倫理委員会を設置することが、求められていることが改めて浮き彫りとなったといえよう。

歯牙看護医療系以外の大学においても研究倫理委員会の設置に関しては研究分野における対応が様々であることから、非常に厳しい現状にあることがわかっている<sup>3</sup>。そのために、電子システム化を計り事務手続きの簡略化を講ずるなど<sup>5</sup>各大学においては様々な努力がなされている。他方、多くの大学や規模の大きな研究所以外の小規模な研究所に所属していたり、研究機関に所属を持たず在野で研究実施をする研究者の研究実施は、研究実施機関側に審査実施の責任を持たされる場合、きわめて活動範囲が狭まるのが危惧される。同様な状況が、すでに人を対象とする（生命科学・）医学系研究に関する倫理指針の準拠が必須となっている臨床系でも生じている。例えば、小規模のクリニックや施設で働きながら研究を行う医師や看護師をはじめとした医療従事者は、所属施設に研究倫理委員会がないため、いかに倫理的な配慮を徹底した研究を実施したとしても、研究成果を発表および投稿できないという状況に陥る可能性がある。そのために、職能団体側が研究倫理審査を行っているケース<sup>6</sup>や、学会側が研究倫理審査を実施しているケースもある<sup>7, 8</sup>。しかし、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針では、研究機関の責任が明確化され単純な研究計画の審査にとどまらず研究実施上の管理が求められてきていることから、学会での倫理審査を撤退するケースもある。

学会誌の運営上、一定水準の倫理的配慮がなされた研究論文が掲載されることが望まれることは間違いのない。また、投稿条件として研究倫理審査の通過をつけくわえることは効率が良い対応かもしれない。しか

し、それにより研究活動をうまく進めることができない研究者がおり、その結果、研究自体が停滞してしまうという状況は絶対に避けていく必要があるだろう。研究機関側も、研究成果を公表する側も真摯に向き合っていくことが望まれる。

### 謝辞

本研究は放送大学学習教育戦略研究所研究課題「人を対象とする研究倫理に関する教育プログラムの開発の試み」の一環で実施された。当研究データセット作成のたたき台は前研究補助員の高井浩平氏による作業の成果が大きくここに御礼を申し上げる。

### 文献

- 厚生労働省. 研究に関する指針.  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hokabunya/kenkyujigyou/i-kenkyu/index.html>.  
Published 2021. Accessed October 21, 2021.
- Wilkinson R, Marmot M. *Social Determinants of Health The Solid Facts, 2nd Eds.*; 2003. doi: 10.1007/978-3-319-71812-5\_36
- 戸ヶ里泰典、高井浩平、小林真理子、井出訓、神研二郎. 国内大学の医学系・理科系を除く学部・研究科における人を対象とする研究倫理委員会の実態と意向. 放送大学研究年報. 2019; 37: 1-8.
- International Committee of Medical Journal Editors. Protection of Research Participants. <http://www.icmje.org/recommendations/browse/roles-and-responsibilities/protection-of-research-participants.html>. Accessed October 21, 2021.
- 竹中一平、松村憲一、半羽利美佳、玉木健弘、長岡雅美. 研究倫理審査システムの開発と評価. 武庫川女子大紀要 (人文・社会科学). 2016; 64: 41-49.
- 遠藤良仁、伊藤収、山内一史. 都道府県看護協会における研究倫理審査体制の実態と整備の方略. 日本看護研究学会誌. 2011; 34 (3): 261.
- 日本看護研究学会倫理委員会. 日本看護研究学会「研究倫理委員会」報告. 日本看護研究学会誌. 2010; 33 (5): 139-143.
- 三重野英子、堀内ふき、綿貫成明. 研究倫理審査委員会活動報告. 老年看護学. 2019; 23 (2): 84-87.

(2021年10月28日受理)